

広島県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十二号

広島県税規則の一部を改正する規則

広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（委任外事項）

第四条の二 条例第六条第一項第十七号に規定する規則で定める事項は、個人の県民税に係る税額控除寄附金の指定及び指定の取消しに関する事項とする。

第二十二条を次のように改める。

（個人の県民税に係る税額控除寄附金の指定）

第二十二条 条例第三十八条の二第一項第三号ハの指定（以下「税額控除寄附金の指定」という。）は、県民の福祉の増進に寄与する活動実績（県内における活動に限る。）がその指定を受けようとする日前二年以内であり、かつ、当該日以降二年以内に活動すると認められる法人又は団体に対し、当該法人又は団体が受け入れる寄附金ごとに行うものとする。

2 税額控除寄附金の指定は、その指定がされた日の属する年の一月一日にさかのぼつてその効力を生ずるものとする。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（税額控除寄附金の指定等の手続）

第二十二条の二 税額控除寄附金の指定を受けようとする者は、指定を受けようとする年の前年十二月一日から当年十一月三十日までの間に、別記様式第三十八号による税額控除寄附金指定申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、税額控除寄附金の指定をしたときは、別記様式第三十八号の二による税額控除寄附金指定通知書によつて申請者に通知するとともに、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

一 税額控除寄附金の指定を受けた者（以下「指定寄附金募集法人等」という。）の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 税額控除寄附金の指定に係る寄附金（以下「指定寄附金」という。）の受入れの目的及び使途

三 指定の期間

3 知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、税額控除寄附金の指定をしなかつたときは、別記様式第三十八号の三による税額控除寄附金不指定通知書によつて申請者に通知するものとする。

4 指定寄附金募集法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。
 - 二 指定寄附金が財務大臣指定等寄附金（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八條第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）をいう。）に該当しなくなつたとき。
 - 五 知事は、前項の届出があつたときは、その旨を告示するものとする。
 - 六 指定寄附金募集法人等は、寄附金の募集等の期間中において、各事業年度終了後三月以内に事業報告書、収支決算書その他当該寄附金の公益寄与状況を証する書類を知事に提出しなければならない。
 - 七 知事は、次に掲げる場合には、税額控除寄附金の指定を取り消すことができる。この場合において、その指定が取り消されたときは、その指定は、その取り消された日以後の期間について、その効力を失うものとする。
 - 一 指定寄附金募集法人等が正当な理由なく前項の報告を行わなかつたとき。
 - 二 指定寄附金募集法人等の活動が特に県民の福祉の増進に寄与しないことが明らかになつたとき。
 - 三 指定寄附金募集法人等が不正の手段により指定を受けたことが明らかになつたとき。
 - 八 知事は、前項の規定により税額控除寄附金の指定を取り消したときは、別記様式第三十八号の四による税額控除寄附金指定取消し通知書によつて当該取消しに係る者に通知するとともに、その旨を告示するものとする。
- 第二十三條第一項中「別記様式第三十八号」を「別記様式第三十九号」に改め、同條第二項中「別記様式第三十九号又は別記様式第三十九号の二」を「別記様式第三十九号の二又は別記様式第三十九号の三」に改める。
- 附則第四條第四項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。
- 別記様式第三十九号を削る。
- 別記様式第三十八号を別記様式第三十九号とし、別記様式第三十七号の八の次に次の四様式を加える。

(表)

様式第 38 号 (第 22 条の 2 関係)

平成 年 月 日

広島県知事様

受付印

所在地
名称
代表者氏名

印

税額控除寄附金指定申請書

次のとおり，広島県税条例第38条の2第1項第3号への指定を受けたいので，広島県税規則第22条の2第1項の規定によつて申請します。

- 1 指定を受けようとする寄附金の名称
- 2 指定を受けようとする期間
- 3 寄附金の募集の目的及び用途
- 4 添付書類
- 5 連絡先
所在地
電話番号
担当者氏名

(注) 指定を受けようとする期間の欄は，指定を受けようとする年の1月1日から起算して2年以内の期間を記入してください。

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

申請書には、次表の左欄に掲げる寄附金の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付してください。

寄附金の区分	書類
<p>1 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号に規定する財務大臣が指定した寄附金</p>	<p>(1) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第216条第2項に規定する財務大臣の指定を受けたことを証する書類 (2) 寄附金の用途を記載した書類 (3) 寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象を記載した書類 (4) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類</p>
<p>2 所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金</p>	<p>(1) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第1号の2に掲げる法人に該当する場合には、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条に規定する総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことを証する書類 (2) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第3号に掲げる法人に該当する場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条に規定する行政庁の認定を受けたことを証する書類 (3) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第4号に掲げる法人に該当する場合には、私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条に規定する所轄庁の認可を受けたことを証する書類 (4) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第3号、第5号及び第6号に該当する場合には、当該申請者の登記事項証明書 (5) 申請者の定款又は寄附行為 (6) 申請者の申請の日を含む事業年度の収支予算書 (7) 申請者の申請の日を含む事業年度開始の前日1年以内に開始する事業年度の収支決算書 (8) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類</p>
<p>3 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる認定特定非営利活動法人に対する寄附金</p>	<p>(1) 租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する国税庁長官の認定を受けたことを証する書類 (2) 申請者の定款 (3) 申請者の申請の日を含む事業年度の収支予算書 (4) 申請者の申請の日を含む事業年度開始の前日1年以内に開始する事業年度の収支決算書 (5) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類</p>
<p>4 所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされる特定地域雇用等促進法人に対する寄附金</p>	<p>(1) 地域再生法（平成17年法律第24号）第19条第1項に規定する特定地域雇用等促進法人に該当することを証する書類（同項の認定地方公共団体が認定を受けた同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画（当該特定地域雇用等促進法人に係る認定地域再生計画に限る。）の区域の記載のあるものに限る。） (2) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類</p>

様式第38号の2 (第22条の2関係)

所在地 名称	様	第 平成	年	月	日
-----------	---	---------	---	---	---

広島県知事 印

税額控除寄附金指定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあつた寄附金については、次のとおり広島県税条例第38条の2第1項第3号への指定をしたので、通知します。

1 指定した寄附金の名称等

2 指定の期間

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知つた日(広島県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県知事の決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第38号の3 (第22条の2関係)

所在地 名称	様	第 平成	年	月	日
-----------	---	---------	---	---	---

広島県知事 印

税額控除寄附金不指定通知書


平成 年 月 日付けで申請のあつた寄附金については、次の理由により広島県税
条例第38条の2第1項第3号への指定をしませんので、通知します。

1 指定しなかつた寄附金の名称等

2 指定しなかつた理由

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌
日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。
また、この処分があつたことを知つた日(広島県知事に対して異議申立てをした場合は、
当該異議申立てに対する広島県知事の決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6
か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処
分の取消しを求める訴えを提起することができます。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第38号の4 (第22条の2関係)

所在地 名称	様	第 平成	年	月	日	号
税額控除寄附金指定取消し通知書						
広島県知事 						
平成	年	月	日	付け第	号	で指定の税額控除寄附金の指定については、次の理由により取り消します。

指定取消しの理由	
----------	--

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。
また、この処分のあつたことを知つた日(広島県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県知事の決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三十九号の二を次のように改める。

平成 年度個人の県民税賦課報告書

平成 年度現年課税分(本年度分、過年度分)個人の県民税を賦課したので広島県税条例第41条第1項及び第5項の規定によって、次のとおり報告します。

区分		調 定 額										
		本 年 度 分					過 年 度 分					
		均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 額	合 計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 額	合 計	
県 民 税	普通徴収分①	円	円	(A) 円	円	円	()円	円	(A') 円	円	円	
	特別徴収分②											
	①+② 計③				(a)					(a')		
	②のうち 当該年度課税額④			(B)					(B')			
	②のうち 翌年度課税額⑤											
	令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	前年度賦課異動報告額⑬	⑬の増(減)額	小計 (C)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(D) ((A)+(B))	(E) ((C)+(D))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(C)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(D') ((A')+(B'))
市 町 民 税	普通徴収分⑥			(F)						(F')		
	特別徴収分⑦											
	⑥+⑦ 計⑧											
	⑦のうち 当該年度課税額⑨			(G)						(G')		
	⑦のうち 翌年度課税額⑩											
	令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	前年度賦課異動報告額⑭	⑭の増(減)額	小計 (H)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(I) ((F)+(G))	(J) ((H)+(I))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(H')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(I') ((F')+(G'))
加 算 金	区 分	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計			
	県民税及び市町民税の合計額⑪	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	
	県民税⑩×(K)											
区 分	納 税 義 務 者 数											
	本 年 度 分					過 年 度 分						
		均等割のみの者	所得割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計	
県 民 税 に 係 る も の	普通徴収分	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	特別徴収分											
	合 計											
県民税の払込特定率	(K).....	$\frac{(E)+(E')}{((E)+(E'))+((J)+(J'))} = 0$										
県民税の調定総額⑫	本 年 度 分	(E)+(a)	円	過 年 度 分	(E')+(a')	円	合 計				円	

(注) 1 この報告書は、現年課税分(分離課税に係る所得割を含む。)の当該年度の最初の納期限(分離課税に係る所得割の納期限を除く。)の到来する月の末日現在における状況について作成し、2部提出すること。
 2 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものを記入するものであること。
 3 「⑬の増(減)額」及び「⑭の増(減)額」欄には、前年度の「賦課異動報告書」提出後に異動した税額の差引額を記入するものであること。
 4 県民税の過年度分「普通徴収分」欄の「均等割額」欄のうち()内には、平成19年度以降分の均等割額(超過税率相当分を含む)を内書きで記入すること。
 5 県民税の払込特定率分率については、現年課税分(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によって算定することとし、分離課税に係る所得割額は除いて算定することに留意すること。
 6 「加算金」欄の「県民税及び市町民税の合計額」欄のうち()内には、当該調定に係る件数を記入するものであること。
 7 本年度分とは、本年度において課すべきものをいい、過年度分とは過年度において課すべきであつたものをいうものであること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三十九号の二の次に次の一様式を加える。

平成 年度個人の県民税賦課異動報告書

個人県民税の賦課異動状況を広島県税条例第41条第2項及び第5項の規定によつて、次のとおり報告します。

区	分	調 定 額									
		本 年 度 分					過 去 年 度 分				
		均 等 割 額	所 得 割 額	計	分離課税に係る所得割額	合 計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分離課税に係る所得割額	合 計
県 民 税	普 通 徴 収 分	当初賦課報告額 ①									
		①の増(減)額 ②									
		① + ② 計 ③				(A)	()円				(A)
	特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ④									
		④の増(減)額 ⑤									
		④ + ⑤ 計 ⑥									
		③ + ⑥ 合計 ⑦									
	う ち の	⑦ 当該年度調定額 ⑧				(B)					(B)
		⑧ 翌年度調定額 ⑨									
	税	令8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	(C)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(D) ((A)+(B))	(E) ((C)+(D))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(C')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(D') ((A')+(B'))
市 町 民 税	普 通 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑩									
		⑩の増(減)額 ⑪									
		⑩ + ⑪ 計 ⑫				(F)					(F)
	特 別 徴 収 分	当初賦課報告額 ⑬									
		⑬の増(減)額 ⑭									
		⑬ + ⑭ 計 ⑮									
		⑫ + ⑮ 合計 ⑯									
	う ち の	⑯ 当該年度調定額 ⑰				(G)					(G)
		⑰ 翌年度調定額 ⑱									
	税	令8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年度調定額	(H)	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(I) ((F)+(G))	(J) ((H)+(I))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(H')	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(I') ((F')+(G'))
加 算 金	区 分	過少申告加算金	不申告加算金	重 加 算 金	計	過少申告加算金	不申告加算金	重 加 算 金	計		
	県民税及び市町民税の合計額 ⑲	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円
	県 民 税 ⑲ × (K)										
県 民 税 務 納 者 数	区 分	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計
	普 通 徴 収 分		人	人	人	人	人	人	人	人	人
	特 別 徴 収 分										
	計										
県 民 税 の 払 込 あ ん 分 率		年 月 日現在の特定あん分率 0					$(K) \text{ 確定あん分率} - \frac{(E) + (E')}{((E) + (E')) + ((J) + (J'))} = 0$				

(注) 1 この報告書は、現年課税分(分離課税に係る所得割を含む。)の当該年度の3月31日現在における状況について作成し、翌年度の4月30日までに2部提出すること。
 2 ②、⑤及び⑪、⑭欄の増減額とは、「賦課報告書」提出後において異動した税額の差引額をいうものであること。
 3 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものを記入するものであること。
 4 県民税の過年度分「普通徴収分」欄の「均等割額」欄のうち()内には、平成19年度以降分の均等割額(超過税率相当分を含む)を内書きで記入すること。
 5 県民税の払込みの確定案分率については、現年課税(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によつて算出することとし、分離課税に係る所得割額を含めること。
 6 「加算金」欄の()内には、調定件数を記入するものであること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十二号中「別記様式第39号」を「別記様式第39号の2）」とし、「別記様式第39号の2）」を「別記様式第39号の3）」と改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 広島県税条例の一部を改正する条例（平成二十年広島県条例第四十五号）附則第三条の規定により行う指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の前日においても、この規則による改正後の広島県税規則（以下「新規則」という。）の規定の例により行うことができる。この場合における新規則第二十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「十二月一日」とあるのは「十二月二十二日」とする。

3 平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の県民税についての新規則第二十二条の二第四項第二号の規定の適用については、同号中「第四十一条の十八の三」とあるのは「第四十一条の十八の三及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

4 この規則による改正前の広島県税規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、新規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。